

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知（以下「事務次官通知」という。）、平成28年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成28年熊本地震）（平成28年5月18日付け28経営第508号農林水産省経営局長通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、平成28年熊本地震による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体（以下「被災農業者等」という。）が自らの経営のために行う農産物の生産又は加工に必要な施設・機械の復旧及び被害を受けた農産物の生産に係る施設（以下「被災生産施設」という。）の撤去を緊急的に支援し、産地の維持及び早急な営農再開による農業経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金等の交付の対象経費、補助対象期間及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成対象者は、農産物の生産又は加工に必要な施設・機械について平成28年熊本地震による被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた被災農業者等で、当該施設・機械の復旧又は被災生産施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとするものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別紙様式第2-①号とする。

(事業実施計画の変更)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別紙様式第2-①号を準用する。

(補助金の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙様式第2-①号を準用する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙様式第2-①号を準用する。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第8条 産地の維持及び早急な営農再開のため交付決定前に事業に着手する場合は、事務次官通知の規定により交付決定前着工届（別紙様式第2-4）を提出しなければならない。この場合において、要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着工の承認申

請は、要しない。

（実績報告）

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別紙様式第2－①号を準用する。

（事業の推進）

第10条 事業実施主体は、本事業の所期の目的を達成するため、関係機関との連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

（財産処分の制限）

第11条 要項第17条に規定する本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間とする。

（その他）

第12条 事業実施主体は、助成対象者が補助金の交付申請に関し虚偽の申請をしたときには、知事にその旨を報告するとともに、補助金の返還等の適切な措置を講じるものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。